

「信州上田なないろ農産物」のロゴマーク等使用規程

上田地産地消推進会議

(趣旨)

第1条 この規程は「信州上田なないろ農産物」のロゴマーク等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、ロゴマーク等とは別紙1のデザインマーク及びロゴをいう。

(デザイン等に関する権限)

第3条 ロゴマーク等のデザインの権利一切は上田地産地消推進会議に属する。

(使用の許諾)

第4条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ上田地産地消推進会議会長の承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない

- (1) 上田地産地消推進会議の構成員が使用する場合
- (2) その他使用承認の手続きを必要としないと上田地産地消推進会議会長が認めた場合

(使用の申し込み)

第5条 ロゴマーク等を使用するものは「信州上田なないろ農産物」ロゴマーク等使用許可申請書(様式1)を上田地産地消推進会議会長に提出し、その承諾を得るものとする。

2 「信州上田なないろ農産物」ロゴマーク等使用申込書(様式1)を上田地産地消推進会議会長に提出するときは、次の各号に定める書類を添えるものとする。ただし、上田地産地消推進会議会長が認める団体等が申し込みを行う場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 会社概要等、申込者の事業内容がわかる資料
- (2) ロゴマーク等の使用内容がわかる企画書等
- (3) その他上田地産地消推進会議会長が必要と認める書類

(使用承諾の基準等)

第6条 上田地産地消推進会議会長は、前条に規定する申込書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が「信州上田なないろ農産物」のイメージアップ及びブランド力の向上に資すると認めるときには、使用の承諾するものとする。

2 ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、上田地産地消推進会議は

これを承諾しないものとする。

- (1) 「信州上田なないろ農産物」の品位を傷つけ又は正しい理解の妨げになるとき
- (2) 消費者の利益を害するものと認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (4) 公序良俗に反すると認められる場合
- (5) その他承諾することを上田地産地消推進会議会長が不相当と認めた場合

3 上田地産地消推進会議会長は、ロゴマーク等の使用を承諾するときは、「信州上田なないろ農産物」ロゴマーク等使用（仕様変更）承諾通知書（様式2）により、使用申請者に通知するものとする。

（使用承諾の条件）

第7条 上田地産地消推進会議会長は、前条の使用承諾に際し必要があると認めた場合には、ロゴマーク等の使用方法その他について、条件を付することができる。

（使用上の遵守事項）

第8条 ロゴマーク等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された使用項目のみに使用すること。
- (2) 別紙1デザインパターンに従い、ロゴマーク等のデザイン性を保持して使用すること。
- (3) ロゴマーク等自体を賞品化しないこと。
- (4) 上田地産地消推進会議会長が必要と認めた場合に、当該使用に係る物件の写真等を速やかに提出すること。

（承諾内容の変更等）

第9条 ロゴマーク等を使用する者が、使用承諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「信州上田なないろ農産物」デザイン等使用変更申込書（様式3）を上田地産地消推進会議会長に提出しなければならない。

2 上田地産地消推進会議会長は、前項に規定する申込書受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときには、変更を承諾するものとする。

3 上田地産地消推進会議会長は、デザイン等の使用承諾の内容の変更を承諾するときは、「信州上田なないろ農産物」デザイン等使用（仕様変更）承諾通知書（様式2）により、使用申請者に通知するものとする。

（承諾の取り消し等）

第10条 上田地産地消推進会議会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取消し、ロゴマーク等を使用する者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

できる。

- (1) ロゴマーク等を使用する者が、この規定に違反した場合。
- (2) ロゴマーク等を使用する者が、使用承諾に付した条件に違反した場合。
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合。
- (4) その他のロゴマーク等の使用の継続が不相当であると認められた場合。

2 上田地産地消推進会議会長は、ロゴマーク等を使用するものに、ロゴマーク等の使用状況等を報告させ又は調査することができるものとする。

(仕様の非独占性)

第 11 条 ロゴマーク等を使用する者は上田地産地消推進会議会長が承認した用途に限定してロゴマーク等を使用し、それは非独占的になされるものとする。

(経費等の負担)

第 12 条 上田地産地消推進会議は、本規定によりロゴマーク等の使用の承諾を行った事業に対し、その実態に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 13 条 上田地産地消推進会議は、ロゴマーク等の使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第 14 条 本規定に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は上田地産地消推進会議会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 6 月 21 日から施行する。